

## 江北町下水道接続推進費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、江北町下水道事業において、排水設備工事等（以下「工事等」という。）に要する資金のうち、消費税率の引上げによる増税分（平成26年3月31日以前と平成26年4月1日以降の消費税率の差分）を補助することにより、下水道の早期普及を図り、もって公共水域の保全と生活環境衛生の向上に資するため、江北町下水道接続推進費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、江北町補助金交付規則（平成18年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 この補助金の交付対象となる工事は、平成31年3月末までに下水道への接続を行う工事等で一般住宅（店舗兼住宅を含む。）のうち、次の各号に掲げるものとする。ただし、期間内にできなかったことについて相当の理由があると町長が認めるときは、この限りでない。

- (1) くみ取り便所を水洗便所に改造するための工事
- (2) 既設の浄化槽を撤去して下水道に接続するための工事
- (3) 前2号に附帯する排水設備工事

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条各号に規定する工事等に要する費用の消費税率増税分とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定する補助金の額が3万円を超える場合は、3万円を限度額とする。

(補助金の申請)

第4条 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、江北町下水道接続推進費補助金交付申請書（様式第1号）を江北町公共下水道条例施行規則（平成17年規則第9号。以下「規則」という。）第5条の規定に基づく排水設備等計画（変更）確認申請書と同時に町長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、速やかにこれを審査し、補助金の交付の

適否を決定し、江北町下水道接続推進費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 補助事業の当該年度内に工事等を完了することができない者

(2) 町税、下水道事業受益者分担金及び水道使用料を滞納している者

(内容の変更及び取消し)

第6条 前条の規定により、補助金交付決定の通知を受けた者は、排水設備に係る内容の変更又は設置の取消しをしようとするときは、速やかに、江北町下水道接続推進費補助金変更交付申請書(様式第3号)又は江北町下水道接続推進費補助金取消申請書(様式第4号)を町長に提出し承認を受けなければならない。

2 前項について承認する場合は、町長は江北町下水道接続推進費補助金変更交付決定通知書(様式第5号)又は、江北町下水道接続推進費補助金取消通知書(様式第6号)によりそれぞれ申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は、工事が完了したときは、江北町下水道接続推進費補助事業完了実績報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて、完了の日から30日以内に町長に提出しなければならない。

(1) 工事支払領収書の写し

(2) 工事写真(施工前後が分かるもの)

(3) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の請求)

第8条 申請者は、前条の規定による補助金交付決定を受けたときは、速やかに江北町下水道接続推進費補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出するものとする。

(補助金の取消し等)

第9条 町長は、次の各号に該当する場合は、補助金の交付を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な方法により補助金の交付を受けたとき

(2) その他町長が不適切と認めたとき

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付の取り消しを受けた者に対し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

平成 年 月 日

江北町長 田 中 源 一 様

申請者 住 所

氏 名

㊞

電 話

江北町下水道接続推進費補助金交付申請書

下水道接続推進費補助金の交付を受けたいので、江北町下水道推進費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を申請します。

なお、審査のため町税等（集合税、保育料、水道料金・下水道分担金他）の納税状況を調査されることに異議ありません。

記

1. 設 置 場 所

2. 補助対象工事費予定額 \_\_\_\_\_ 円

3. 補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

様式第 2 号 (第 5 条関係)

江環下接第 号  
平成 年 月 日

様

江北町長 田 中 源 一

江北町下水道接続推進費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け江北町下水道接続推進費補助金交付申請書で申請された内容について、江北町下水道接続推進費補助金交付要綱第 5 条の規定により下記のとおり通知します。

記

1. 補助金交付の適否 適 ・ 否

2. 補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

様式第3号（第6条関係）

平成 年 月 日

江北町長 田 中 源 一 様

申請者 住 所

氏 名

㊞

電 話

江北町下水道接続推進費補助金変更交付申請書

平成 年 月 日付け江環下接第 号で補助金交付決定の通知を受けた  
下水道接続推進費補助金につきまして、その内容を変更したいので、江北町下水道推進  
費補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり申請します。

記

1. 申請受付年月日 年 月 日

2. 補助金交付決定番号 \_\_\_\_\_

3. 変 更 内 容

様式第 4 号 (第 6 条関係)

平成 年 月 日

江北町長 田 中 源 一 様

申請者 住 所

氏 名

㊟

電 話

江北町下水道接続推進費補助金取消申請書

平成 年 月 日付け江環下接第 号で補助金交付決定の通知を受けた  
下水道接続推進費補助金につきまして、接続に係る補助を取り消したいので、江北町下  
水道推進費補助金交付要綱第 6 条の規定により下記のとおり申請します。

記

1. 申請受付年月日 年 月 日

2. 補助金交付決定番号 \_\_\_\_\_

3. 接続の取り消し理由

様式第 5 号 (第 6 条関係)

江環下接第 号  
平成 年 月 日

様

江北町長 田 中 源 一

江北町下水道接続推進費補助金変更交付決定通知書

平成 年 月 日付け江北町下水道接続推進費補助金変更交付申請書で申請された内容について、江北町下水道接続推進費補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により下記のとおり通知します。

記

1. 変更内容

変更前	
変更後	

変更内容については、審査のうえ適当と認めます。



様式第 6 号 (第 6 条関係)

江環下接第 号

平成 年 月 日

様

江北町長 田 中 源 一

江北町下水道接続推進費補助金取消通知書

平成 年 月 日付け江北町下水道接続推進費補助金取消申請書で申請された内容について、江北町下水道接続推進費補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により下記のとおり補助金を取り消します。

記

1. 申請受付年月日 年 月 日

2. 補助金交付決定番号 \_\_\_\_\_

3. 接続の取り消し理由

様式第7号（第7条関係）

平成 年 月 日

江北町長 田 中 源 一 様

申請者 住 所

氏 名

㊞

電 話

江北町下水道接続推進費補助事業完了実績報告書

下水道排水設備工事が完了したので、江北町下水道推進費補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

記

1. 補助金交付決定番号 \_\_\_\_\_

2. 補助金申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

3. 工事着工 平成 年 月 日

4. 工事完了 平成 年 月 日

5. 添付書類

- (1) 工事支払領収書の写し
- (2) 工事写真（施工前後が分かるもの）

様式第8号（第8条関係）

平成 年 月 日

江北町長 田 中 源 一 様

申請者 住 所

氏 名

印

電 話

江北町下水道接続推進費補助金交付請求書

平成 年 月 日付け江環下接第 号で交付決定通知があった下水道接続推進費補助金について、江北町下水道推進費補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額	金	円
金融機関名	銀行	支店
	農協	支所
口座の種類	普通・当座	
口座番号		
フリガナ 口座名義人	-----	